

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 2 号
件 名	新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例における喫煙行為に、電子たばこの喫煙も過料の対象にすべきではないかについて
要 旨	<p>最近、新潟市の繁華街を歩いていると、電子たばこを喫煙している人をよく見かけるようになりました。</p> <p>現在の新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例では、電子たばこの喫煙は条例の対象外になっているようですが、ここ最近になって、電子たばこを喫煙している人は年々増加しており、電子たばこもたばこの害が少ないということで、普及率も年々上がってきています。電子たばこは、火を使わないで加熱をして喫煙するようですが、法の解釈によっては、電子たばこも紙巻きたばこ（火をつけて吸うたばこのこと）と同様、火をつけて吸うたばこと同じ扱いにすべきだと考えます。</p> <p>新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例が制定されてから、約 10 年以上が経過しています。その間に、社会情勢の変化や、人々のたばこに関する意識の変化が顕著にあらわれています。2020 年 4 月からは、受動喫煙防止法によって、2 人以上の人が利用する全ての施設は、原則、屋内禁煙になります。違反すれば罰則が適用されます。</p> <p>さらに、夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることにも鑑み、条例の改正を視野に入れて、電子たばこの喫煙も過料の対象にすることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日 環境建設常任委員会
受 理	令和元年 10 月 23 日 第 392 号